

○集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の施行に関する規則

昭和 29 年 7 月 1 日

公安委員会規則第 6 号

(岩国市条例)

第 1 条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和 24 年 9 月 12 日岩国市条例第 32 号）の施行については、左の各号に定めるところによる。

- (1) 行進及び集団示威運動に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条の許可申請書は、別記第 1 号様式により正副 2 通を提出しなければならない。
- (2) 所轄警察署長（以下「警察署長」という。）許可申請書を受理したときは、すみやかに公安委員会に進達しなければならない。
- (3) 公安委員会は許可申請書を受理したときは、直ちに許可不許可を決定し申請書の 1 通にその旨を記入し、警察署長を経て申請者に交付するものとする。

前項の許可不許可は遅くとも行進又は集団示威運動の開始時刻の 24 時間前までに申請者に対し通知しなければならない。

- (4) 岩国市条例第 4 条第 3 項の規定による条件は公安保持上特に必要ある場合を除き次によるものとする。
 - (1) 駐留軍の事務に支障を及ぼさないこと。
 - (2) 市役所、税務署、裁判所、検察庁、警察署、地方事務所等の官公衙の出入口附近において行進が開始又は終了し、或は集団示威運動が行われることにより、国の事務又は公共事務が妨害せられないこと。
 - (3) 兇器、戒器を携帯し又は泥酔した者を参加せしめないこと。

(光市条例)

第 2 条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和 24 年 9 月 13 日光市条例第 59 号）の施行については、左の各号に定めるところによる。

- (1) 光市条例第 2 条による許可申請書は、別記第 2 号様式によつて正副 2 通を提出しなければならない。
- (2) 警察署長許可申請書を受理したときは、すみやかに公安委員会に進達しなければならない。
- (3) 公安委員会許可申請書を受理したときは、直ちに許可、不許可を決定し、申請書の 1 通にその旨条件及び遵守事項を記入し、警察署長を経て申請者に対し交付するものとする。

前項の許可、不許可は遅くとも行進又は集団示威運動の開始時刻の 24 時間前までに、申請者に対し通知しなければならない。

- (4) 光市条例第 1 条及び第 4 条第 3 項の規定による条件は、公安保持上特に必要ある場合を除き、次の基準を超えてはならない。
 - (1) 駐留軍事務に支障を及ぼさないこと。
 - (2) 市役所、税務所、裁判所等の官公衙の出入口附近において、行進が開

始又は終了し、或は集団示威運動が行われることにより、国の事務又は公共事務が妨害せられないこと。

(3) 兇器、戒器を携帯し又は泥酔した者を参加せしめないこと。

(5) 公安委員会は、行進又は集団示威運動を許可するにあたり、次のような遵守事項をつけることができる。

(1) 適当数の自治的整理員をつけること。

(2) 行進は4列縦隊以下とし、1隊の人員は100人を限度とし、各隊の間は10メートルを保つこと。

(3) 各隊には標識をつけた5人以上の指揮者を置くこと。

(防府市条例)

第3条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年12月1日防府市条例第32号。）の施行については、左の各号に定めるところによる。

(1) 防府市条例第2条の許可申請は別記第3号様式により正副2通を提出するものとする。

(2) 公安委員会前項の許可申請を受理したときは、すみやかに許否の決定をなし、申請書の1通にその旨、条件及び遵守事項、理由等を記入し、警察署長を経て申請者に交付するものとする。

(3) 防府市条例第3条但書の条件はおおむね次のとおりとする。

(1) 官公庁の事務の妨害防止に関する事項

イ 駐留軍用務に支障を及ぼさないこと。

ロ 地方事務所、市役所、警察署、税務署、裁判所、検察庁、授業中の学校等の官公署の周囲をとり囲み、又は出入口を塞ぎ若しくは庁舎内に代表者（3名以下）以外の者が立入り国の事務又は公共の事務の執行に支障を及ぼさないこと。

(2) 兇器、戒器その他危険物携帯の制限、危険防止に関する事項

イ 兇器、戒器、爆薬その他これに類する危険物を携帯しないこと。

ロ 「プラカード」等は1人が自由に持ち歩きができる程度のものとする。

ハ 旗、幟の先端に金具類を附したものを携帯しないこと。

ニ 投石その他会場における暴行等不法行為の発生を防止すること。

(3) 交通秩序維持に関する事項

イ 交通法規を守ること。

ロ 現場の交通整理従事警察官の指示に従うこと。

ハ 蛇行進は絶対に行わないこと。

(4) 団体等の秩序保持に関する事項

イ 団体行動については、主任者は勿論参加各団体の責任者が責任を負わなければならない。

ロ 団体行動に伴い参加者が単独で日本政府或は駐留軍の発する法律又は命令に違反した時は、直接の違反者は勿論、団体の責任者（代表者）

もその責任を負わなければならない。

ハ 酒に酔った者は参加せしめないこと。

ニ 行進は、3列縦隊以下とし、1隊の人員は百名を限度とし、各隊の間は10メートルを保つこと。

ホ 各隊には、責任者1名及び補助者2名をつけること。

ヘ 主催者及び各隊の責任者並びに同補助者は、それぞれ腕章又は適当な標識を附して、その責任者であることを明示すること。

ト 解散した場合は、現場に停滞せしめないこと。

(5) 夜間の静ひつ保持に関する事項

集会、集団行進又は集団示威運動が夜間にわたらないようにすること。

(山口市条例)

第4条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年9月12日山口市条例第23号。）の施行については、左の各号に定めるところによる。

(1) 山口市条例第2条の許可申請書は、すべて正副2通を提出しなければならない。

(2) 警察署長許可申請書を受領したときは、直ちに公安委員会にこれを進達しなければならない。

(3) 公安委員会許可申請書を受領したときは、すみやかに許可不許可を決定し、申請書の1通にその旨条件及び遵守事項を記入し、警察署長を経て申請者に交付するものとする。

(4) 山口市条例第1条及び第4条第3項の規定による条件は、公安保持上特に必要ある場合を除き、次の基準を超えてはならない。

(1) 駐留軍事務に支障を及ぼさないこと。

(2) 県庁、市役所、税務署、裁判所等の官公衙の出入口附近において行進が開始又は終了し、或は集団示威運動が行われることにより、国の事務又は公共事務が妨害されないこと。

(3) 兇器、戒器を携帯し又は泥酔した者を参加させないこと。

(5) 公安委員会行進又は集団示威運動を許可するにあたり、次のような遵守事項を附することがある。

(1) 適当数の自治的整理員をつけること。

(2) 行進は、4列縦隊以下とし、1隊の人員は100人を限度として、各隊の間は10メートルを保つこと。

(3) 各隊には、標識をつけた5人以上の指揮者をおくこと。

(小野田市条例)

第5条 削除

(下関市条例)

第6条 削除

(萩市条例)

第7条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年9月12日萩市条例第38号。）の施行については、左の各号に定めるところによる。

- (1) 萩市条例第2条の許可申請書は、すべて2通提出しなければならない。
- (2) 警察署長が許可申請書を受理したときは、すみやかに公安委員会に進達しなければならない。
- (3) 公安委員会が申請書を受理したときは、直ちに許可不許可を決定し、申請書1通に許否条件及び遵守事項を記入し、警察署長を経て申請者に交付するものとする。

前項の許可不許可は、遅くとも行進又は集団示威運動の開始時刻の24時間前までに申請者に対し通知しなければならない。

- (4) 萩市条例第1条及び第4条第3項の規定による条件は、公安保持上特に必要ある場合を除き、次の基準を超えてはならない。
 - (1) 駐留軍事務に支障を及ぼさないこと。
 - (2) 市役所、税務署、裁判所その他官公衙の出入口附近において、行進を開始又は終了し、或は集団示威運動が行われることにより公務が妨害せられないこと。
 - (3) 兇器、戒器等を携帯し又は泥酔した者を参加せしめないこと。
- (5) 公安委員会は、行進又は集団示威運動を許可する場合には、次のような遵守事項をつけることができる。
 - (1) 適当数の自治的整理員をつけること。
 - (2) 行進は、4列縦隊以下とし、1隊の人員は100人を限度とし、各隊の間は10メートル以上を保ち、各隊には標識をつけた5人以上の指揮者をおくこと。